ドンドン楽しくなる！

Enjoy! Powder Snow & Activity

2020シーズン ICゲートシステム 新登場！

2021シーズン 新長坂ゴンドリフト

野沢温泉スキー場 ゲレンデマップ2020

※マップ上にコース・ゲレンデ名が入っていない部分については、スキー場管理区域外ですので立ち入らないで下さい

滑走可能用具

スキー Ski　スノーボード Snowboard　スノースクート Snowscoot　スノーモト Snowmoto

エアーボード Air board　セパレートスノーボード Separate snowboards　スノースケート Snowskate

上記滑走具以外はソリ専用ゲレンデでお楽しみください。

※リーシュコードは必ず装着ください。

※表示滑走具以外はリフトに搭乗できません。

※スノーシューは日影ゴンドラリフト、長坂ゴンドラリフト、上ノ平フォーリフトのみ乗車可能です。

ゲレンデ・コース

1	やまびこゲレンデAコース	1,300m
2	やまびこゲレンデBコース	800m
3	やまびこゲレンデCコース	850m
4	やまびこゲレンデDコース	1,250m
5	やまびこゲレンデEコース	1,000m
6	小松原ゲレンデAコース	200m
7	小松原ゲレンデBコース	200m
8	上ノ平ゲレンデ	2,000m
9	上ノ平ゲレンデファミリーレーン	800m
10	パラダイスゲレンデ	1,200m
11	湯の樽ゲレンデAコース	800m
12	湯の樽ゲレンデBコース	700m
13	水無ゲレンデAコース	800m
14	水無ゲレンデBコース	700m
15	プチ林コース	2,500m
16	シュナイダーコース	1,500m
17	チャレンジコース	1,200m
18	チャレンジ3号館のカベ	300m
19	ユートピアAコース	400m
20	ユートピアBコース	350m
21	林間コース	5,000m
22	牛谷コース	1,200m
23	東斜コース	550m
24	カンダハーゲレンデ西コース	990m
25	カンダハーゲレンデ東コース	990m
26	スカイラインコース	3,500m
27	グランプリコース	800m
28	ジャンピングコース	500m
29	日影ゲレンデAコース	600m
30	日影ゲレンデBコース	200m
31	日影のカベ	200m
32	伊勢宮ゲレンデ	350m
33	長坂ゲレンデ	700m
34	向林コース	200m
35	桃沢ゲレンデ	3,000m
36	はちまんコース	250m
37	林間コース（ショートカット）	250m
38	長坂連絡コース	1,000m
39	クマタカコース	1,300m
40	キツネコース	650m
41	桃沢連絡コース	1,050m
42	カモシカコース	950m
43	タヌキコース	900m
44	ウサギコース	500m
45	野沢温泉ジャンツェ	
46	オリンピックスポーツパーク 南原クロスカントリーコース	

ゴンドラ・リフト

1	長坂ゴンドラリフト	3,515m	15	ユートピアペアリフト	401m
2	日影ゴンドラリフト	2,274m	16	日影トリプルリフト	201m
3	やまびこフォーリフト	1,097m	17	日影フォーリフト	523m
4	やまびこ第2フォーリフト	732m	18	カンダハーペアリフト	872m
5	スカイライン連絡ペアリフト	198m	19	瓜坊ペアリフト	560m
6	上ノ平フォーリフト	1,752m	20	長坂トリプルリフト	271m
7	パラダイスフォーリフト	934m	21	長坂フォーリフト	664m
8	湯の樽ペアリフト	623m	22	長坂ゴンドラ連絡ペアリフト	431m
9	水無トリプルリフト	547m	23	桃沢ペアリフト	1,031m
10	チャレンジペアリフト	1,223m	24	遊ロード（動く歩道）	288m

スキー・場利用規則

1. 1人4人乗ってはいけません。おりやかしたりしてはならない！
2. 体力・天候・視覚・経験・体調・装備等の状況に合わせてスピードをコントロールし、いつでも危険を避けるために止まれる様に、滑り方を選ばなければならない。
3. 初心者・未熟者の方は、自分の技術を十分に把握し、自分の滑走技術の程度に合ったコースを選ばなければならない。
4. 追い越すときは、その人との間隔を十分にあけなければならない。
5. 滑り出すとき、方向するとき、斜面を横切るときは、上または下を見て安全を確かめなければならない。
6. コースの中で立ち止まってはならない。また、狭い所や上から見通せない所では立ち止まることを禁止されなければならない。転んだときは、すばやくコースをあけなければならない。
7. 登るとき、歩くとき、止まるときには、コースの端を利用しなければならない。
8. スキーやボードには、流れ止めをつけなければならない。
9. 標示・標識・場内放送等には注意を守り、スキー・ボロール・スキー場係員の指示に従わなければならない。
10. 事故にあったときは救助活動と合格に協力し、当事者・目撃者を問わず連絡先を明らかにしなければならない。

■財団法人 日本損害火災保険
■財団法人 全日本スキー連盟
■公益社団法人 日本プロスキー教師協会
■日本スノーボード協会

リフト利用時の注意

あなたの行為は、あなたと他の利用者全員の安全に関わっています。リフトの利用にあたっては、責任と義務がともないます。次のことを守ってください。

<禁止事項>
1. リフト利用に不安なかたは、申し出て下さい。
2. のりば（お客様全員でスキー、ボードを正しく前に向けて待機してください。
3. 乗りそこねた、遊びリフトから離れてください。
4. スキーヤーは、ストックがとなりの人の迷惑にならないようご注意してください。
5. ウェア等がたくさんの、衣服類のもちもち注意してください。
6. チケット、売れ止めをつけ、パトロールをたたんでください。
7. 降りるときは、ボードを外してください。

<安全のため>
1. ゲレンデ内では、スピードを出しすぎないでください。
2. 滑っている時は、次のことを行わないでください。
   (1) イスを揺らすこと。
   (2) イスから降り降りること。
   (3) イスの上でふざけたり、寝そべったりすること。
   (4) ストック等で付近にぶつけること。
3. リフトの上でも降り降りないでください。

<緊急時>
1. 「おりば」が近づいたら降りる準備をし、降りた後はすみやかに進んでください。

ゲレンデ内レストラン・食堂ガイド

	エリア／店舗名	電話(0269)	エリア／店舗名	電話(0269)
	やまびこエリア		日影エリア	
1	喫茶 ダンケ	080-2243-0030	17	グリーンハウス マルトミ	☎85-2838
2	レストハウス やまびこ	☎85-3523	18	ONEDAY	☎85-2275
3	喫茶 セアヴス	☎85-3523	19	サン・ヤマキ	☎85-2800
	上ノ平エリア		20	カフェ&レスト オリーブ	☎85-3732
4	上ノ平ロッヂ	☎85-2603	21	食事処 かずみ	☎85-2453
	パラダイスエリア			長坂エリア	
5	はくぎん	☎85-2617	22	山のホテル 大黒レストラン	☎85-4000
6	ハノラマハウス ぶな	☎85-3894	23	食処 河童	☎85-2458
7	太郎小屋	☎85-2245	24	CAFE STEP	☎67-0112
8	上ノ平山荘	☎85-2248	25	レストラン カントリーパパ	☎85-2646
9	ユートピア	☎85-3055	26	レストハウス げんたろう 090-3143-6217
	伊勢宮エリア		27	欧ジュエ	☎85-2827
12	カシミールハウス	☎85-3179	28	野沢温泉スパリーナ シャンテル	☎85-4567
13	ロッヂ でんべえ	☎85-3838	29	久保田食堂	
14	三井食堂	☎85-2997			

※時間帯により営がらない場合もあります。

◎ゴンドラ・リフト料金

券種	おとな	こども(中学生以下)	シニア
1日券	5,200円	2,900円	4,200円
2日券	9,600円	5,400円	7,700円
3日券	14,000円	7,900円	11,200円
4時間券	4,400円	2,500円	3,500円
リフト1回券(ポイント券)★	500円	300円	−
長坂ゴンドラリフト	2,000円	1,200円	−
日影ゴンドラリフト	1,500円	900円	−
ナイター券	1,900円	1,050円	−
個人シーズン券★	67,500円	37,500円	54,500円
個人シーズン券/3月以降	36,500円	20,500円	29,500円

「こども：中学生以下、ただし、未就学児は無料利用者（大人）が同伴した場合、有料利用券（1人につき未就学児1人無料。リフト券の売代はありません。同伴の大人の方と一緒にゲートを通過してください。
「シニア：60歳以上（リフト券購入時に年齢のわかる証明書等をご提示ください。）
※窓口によっては取り扱いのない場合があります。詳細は係員にお尋ねください。
※個人間のリフト券の譲渡・変更はできません。
※「得自由引換券」等のお得な割引券については従来どおりお使いください。
※時間券、日券はリフトゴンドラ共にご利用いただけます。
※長坂ゴンドラ、日影ゴンドラは専用の1回券の他、ポイント券でもご利用いただけます。
※ポイント券は任意のポイントで購入可能です。スキーリフト1回＝1pt、長坂ゴンドラ4pt、日影ゴンドラ2ptでご利用いただけます。
※★印のついた券種はハードタイプのカードになります。ICカード保証金(500円)が別途必要になります。保証金はカード返却時に返金いたします。★印のついていない券種もハードタイプ（保証金有り）への変更が可能です。
※保証金の返金はシーズン中のみリフト券窓口で対応いたします。なお、紛失・破損された場合の返金はありません。

信州 野沢温泉スキー場
〒389-2502 長野県下高井郡野沢温泉村豊郷7653
tel.(0269)85-3166
fax.(0269)85-2201
http://nozawaski.com

総合案内
スキー場事務所
TEL.0269-85-3166

落し物、こまった時は
日影スキーセンター(8:30~17:00)
TEL.0269-85-2133

ケガをした時、発見した時は
スキー場パトロール本部(8:30~17:00)
TEL.0269-85-3456

野沢温泉スパリーナ
TEL.0269-85-4567
日本スキー博物館
TEL.0269-85-3418

野沢温泉村スキー場安全条例

野沢温泉村では、野沢温泉スキー場を訪れるお客様が、より安全にスノースポーツを楽しんでいただくことを目的に、全国に先駆けて「野沢温泉村スキー場安全条例」を定めました。これは、村・スキー場管理者にしかできない安全対策を確保することを求めるとともに、スキー場利用者に対しても最低限のルールとマナーを守っていただき、楽しい思い出を持ち帰っていただくために定めたものです。

（目的）
第1条　この条例は、野沢温泉村区域内にあるスキー場（以下「スキー場」という。）におけるスキー場利用者（以下「スキーヤー」という。）、野沢温泉村（以下「村」という。）及び野沢温泉村安全協会の経営等に関する条例（昭和43年条例第1号）第10条第1項により指定を受けた者（以下「指定管理者」という。）の責務を明確にし、スキー場内における事故を防止するとともに、スノースポーツをより安全で楽しいものにすることを目的とする。

（適守義務）
第2条　スキーヤー、村及び指定管理者は、法令及び本条例に定めるもののほか、国際スキー連盟が定めたウインタースポーツセンターの安全ガイドライン及び全国スキー安全対策協議会が定めた国内スキー場安全基準（以下「基準例等」という。）を適守しなければならない。

（園上スポーツの特質）
第3条　スキー、スノーボードに代表される雪上滑走用具の全ては、自然の地勢を利用した高度の危険を内包したスポーツであり、スキーヤーは様々な気象条件のもとで斜面、雪質、コースの変化、混雑状況等に自己の技量、体調を対応させ、スピード、操作方向をコントロールしながら滑走し、自己及び他のスキーヤーの安全に対して責任を負荷し、自己責任のもとに行われるスポーツでなければならない。

（スキーヤーの義務）
第4条　スキーヤーは、常に自己及び他のスキーヤーの安全に対し責任を自覚し、かつ安全を確保しなければならない。
2　スキーヤーは指定管理者が定めた安全対策を遵守するとともに、スキー場職員及びパトロール隊員の指示に従って行動しなければならない。
3　スキーヤーはリフト搭乗にあたり、リフト乗り場に表示してある注意事項及び滑走管理期間を遵守しなければならない。
（スキースクール及びスキークラブの義務）
第5条　スキースクール及びスキークラブ（以下「スキースクール」という。）は本条例等が円滑に実施できるよう、協力しなければならない。
2　スキースクールは、講師及び指導者のほか、スキースクールに入校した生徒に本条例等を遵守させなければならない。
（競技者の義務）
第6条　競技者は、滑走タイムや技術を競おうとするあまり、競技を行っていないゲレンデを滑走する場合は、他のスキーヤーに危険を与えた場合はしてはならない。

（村の義務）
第7条　村長は、スキー場区域を定めなければならない。
2　村長は、スキー場の安全対策を推進するため、野沢温泉村スキー場安全対策委員会を設置しなければならない。
（指定管理者の義務）
第8条　指定管理者は、第7条第1項に定めるスキー場区域内において、スキーヤーを保護するために必要な安全対策を講じなければならない。
2　指定管理者は、前項遵守に向かい、リフト等の施設等を遵守するとともに、園上空遵落の監督及び指導に努めなければならない。
（園上事故現場及び園上事遵転者の責務）
第9条　園上事故現場、スノーモービル、園上空遵落、指導員（以下「園上空遵」という。）の管理者及び遵転者は、園上事故の際園に当たり、本条例等及び野沢温泉スキー場園上空行遵安全確保協会が定める野沢温泉スキー場園上空行遵安全協定（以下「安全協定」という。）に定めるところにより、安全に配慮しなければならない。
（入場の禁止等）
第10条　指定管理者は、スキー場の秩序を乱し、若しくは乱すおそれがあるスキーヤーの入場を禁止し、又はその者に対し、スキー場からの退去を命じ、若しくはスキー場施設の使用を制限することができる。

（規則委任）
第11条　この条例の施行に関し必要な事項は、村長が別に定める。

（罰則）
第12条　この条例に定めるものほか、この条例の施行に関し必要な事項は、村長が別に定める。

（罰則）
第13条　スキーヤーは、第7条第1項に定めるスキー場区域において発生した事故の当事者、発見者及び目撃者（以下「事故の当事者」という。）は、パトロール隊員に事故の状況を正確に伝えるとともに、けが人を看護しなければならない。
2　事故の当事者は、自己の所在を告げなければならない。

（罰則）
第14条　この条例に定めるものほか、この条例の施行に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附則
この条例は、平成22年12月1日から施行する。

（損害賠償責任の有無）
第11条　スキーヤーは、第7条第1項に定められたスキー場区域に属さない区域において発生した事故による傷害事故を originate した場合は、その責任を指定管理者に対抗しなければならない。
（環境と景観保全の義務）
第12条　スキーヤー、村及び指定管理者は、自然資源の恵みを受けている環境と景観を次代に残すため、その保全に努めなければならない。
（事故等の通報及び捜査義務）
第13条　第7条第1項に定めるスキー場区域において発生した事故の当事者、発見者及び目撃者（以下「事故の当事者」という。）は、パトロール隊員に事故の状況を正確に伝えるとともに、けが人を看護しなければならない。
2　事故の当事者は、自己の所在を告げなければならない。

（罰則）
第14条　この条例に定めるものほか、この条例の施行に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附則
この条例は、平成22年12月1日から施行する。

任意保険 ご加入のすすめ

当スキー場では、万が一の事故や、万が一、用具の損害等に備え、事前に任意の保険に加入されることをおすすめ致します。
※保険へのご加入、及び費用負担はお客様ご自身の判断と責任において行ってください。当スキー場では保険の斡旋・加入及び賠償加入等は行っておりません。

Coca-Cola